

するが、しかしながら依然として多量のやみ物資が存在してありました過去におきましては、机の上で考えられ、想定せられたところのいわゆる統制経済のわくの範囲は、相当廣いものではあつたけれども、実際における経済の動きから申しますならば、やみ経済の分野の方が大きな分野を占めておつた時代があつたわけでありました。それがだん／＼生産力の回復に伴い、あるいはまたやみ物資を食いつぶして参つた経過におきまして、次第にやみ経済の分野というものが縮小をせられ、その反対にいわゆるマル公経済の分野というものが、その実質において廣がつて来るという経過をたどつておると考えられるのであります。今後におきまして、冒頭に申し上げましたごとく、政府においても生産力の回復、経済秩序の回復に伴ひまして、できるだけ統制のわくをはずして行くことに相なるわけでありますが、同時にこのやみ経済の分野というものが、だんだんに縮小をして参る形になるわけでもあります。従ひまして今後残される統制経済の分野におきましては、その統制経済の影響と申しますか、あるいは支配力と申しますか、こゝういふものが從來におきますよりも、さらにまず百パーセントの効果を現わすような状態になつて来るのではないかと、と考えられるのであります。極端なことを申しますれば、以前においては統制経済というものは、やみ経済の分野が廣かつたために、実は机上の計画あるいは宙に浮いておつたものであるというより、言ひ方も、し得ると思つたのであります。が、今はそれは行かない。こゝういふ段階にだん／＼立ち至つて来てお

るものと考えられますがゆゑに、今後本法の運用におきましては、政府当局特に末端の統制機構におきまして、十分にこの辺を認識せられて、慎重なる運用を期していただきたいと存するのであります。

次に申し上げたいことは、この統制経済のスタートの時期におきましては、国際経済から分離してありますところの、わが國の封鎖経済の中におきます國民消費生活の安定を期する、あるいはまた末端の混沌状態にありました経済活動に、一つの経済秩序をそこに打ち立てて行こうということから出発したものだ、私は考えるのであります。これが今日の段階におきましては、申し上げるまでもなく爲替一本レートの決定というを中心にして、たしなまして、わが國の経済が国際経済に参加するその準備の時期に、すでに入つておるのであります。従ひましてこの統制経済のあり方と申しますか、その運用の根本の考え方におきましては、從來の段階における考え方と今後の段階における考え方とは、そこ

に大きな相違が出て来る段階に到達しておるものと考えられます。またこのことは、一面わが國経済力の回復の面から、そのことが言えるのであります。たとへば統制の重要な二部門であります價格の面につきましても、これまでのような生産費を積み重ねて行つた原價計算式のマル公價格というもの、宙に浮いて来ておる現象が、すでに現れて来ておるのであります。すなわちやみ價格のマル公割れというものが隨所に現れて来ておる。このことは一面から申しますと生産力の回復あるいはまた購買力の減退とい

う面もありましようが、まず大体生産力が回復して来たことから生じて来ておる現象であります。加うるに先ほど申しましたごとく、わが國経済の全体の段階が封鎖経済を離脱して、国際経済に参加するという準備時期に入つておりますことから考えましても、この價格統制の面におきましても、もはや今までの通りの原價計算主義一本やりでは、これはいけないのである。どうしても企業の自主性というものを十分に取入れ、尊重しまして、わが國の企業が国際経済界における競争力を保持して行くということに主眼を置きまして、究極の目的はわが國の輸出振興を最大に發揮するということに、この統制の究極の目標が切りかえられて行かなければならない時期になつて来ておるのでないかと、考えられるものであります。この意味におきまして、從來の統制原理の上に、その競争を考慮した考え方というものを、十分に加味した統制の運用方法をとつていただきたいというところを、私はここに申し上げたいのであります。このたゞいま申し上げましたやみ経済からマル公経済への移行がわたり、またわが國の経済が封鎖経済から国際経済へ、すなわち競争というものを十分に考慮に入れた形に切りかえられて行くというこの二つの事柄を、私は今後の統制運用上におきまして、基本的に考へてやつて行く必要があるといふことを、申し上げたいのであります。またその二つの基本的な考え方からいたしまして、私はなおここに二、三の本法運用上におきまします希望を申し上げたいのであります。

その第一はこれも先日多田委員から御指摘がありましたように、本法は大体法三章的な法律でありまして、その運用の大部分が規則に委任をせられております。ただいま申しましたように今後の統制運用が、やみ経済がなくなつたために、統制面におきます力と申しますか、影響と申しますか、これが百パーセントに出て来るという考え方からいたしまして、この規則の制定並びにこれが運用につきましては、十分に慎重なる御考慮をいただきまして、特に民間の意見を十分に取入れていただきたい。これは今日まで物資の生産面におきましては、関係業者の団体等の意見が十分に取入れられ、またそれをして実施にあたらせている部分もあるように存じますが、配給面におきましては同様に民間関係者の意向、意見を反映させてもらひたい。これはまた場合によつては実施部門にあたらしめるということも、ひとつ考慮をしていただきたいのであります。

次に申し上げたいのは、廣い意味の経済統制という見地から考えますれば、今後統制の重点はむしろ物資よりも金融に移るかと、考えられるのであります。すなわち、しかしながら、その物資面における統制も、重要な機能を営むものであります。今後本法の運用上におきまして、この物資統制に裏づけされる金融的措置を同時に考へていただかないことには、せつかく統制をやりましたも、これが所期の効果を上げられないといふことにならうかと思われまします。この点も特にひとつ政府において運用上考慮をしていただきたいと考へるのであります。

第三にお願ひしたいことは、從來とか統制に対する非難が多かつたのであります。これをよく考へてみますると、むしろ統制そのものに対する非難もありましたけれども、その多くはむしろ統制そのものよりも、この統制実施にあつておりましたところの統制官僚の非能率なこと、あるいはまたこれに伴う各種の不正の問題あるいは腐敗の問題、かようなことが随伴をいたしておることは、よくわれ／＼が耳にいたしておるところであります。が、こゝういふ点に対する非難が、ずいぶん多いのであります。この点につきましても特に末端統制機構まで、十分に政府においても注意をせられまして、この非能率あるいは不正、かような問題を絶対に根絶していただきたいのであります。

それから次には中小企業の問題であります。これは必ずしも本法のみ直接関連を持つ問題ではございません。爲替レートの設定、また国際経済に参加といふこの態勢からいたしまして、今後わが國の産業面におきます一つの再編成の時期に當面をいたすと考えられるのであります。その結果中小企業において多くの問題が発生して来るものと、予想されるのであります。が、この点につきましても政府は十分にわが國中小企業の保護育成に意を用いられますとともに、本法の運用上におきまして、やはりこの点を十分に考へられてやつていただくことを、特に希望いたしますのであります。

私の申し上げたい事は大体以上であります。これを要するに、今後残されて行きます統制というものは、その残された限度においては、これは十分に合理的に、末端まで合理性を徹底させて、これをおやり願ひしたいの

であります。これの統制方法がまずいために、いたずらに罪人をたくさんつくる結果になる。かようなことのないように残された統制の限度におきましては、十分に合理的にかつ徹底的におやりの願ひがあるのであります。かようにいたしまして、いやくもこの統制が今後の生産の発展、経済の発達を阻害することが毛頭ないように、特段の御注意を願ひたいのであります。

私は大体以上の希望を付しまして、本案に賛成をいたすものであります。

○小野瀬委員長 次は高橋清治郎君。

○高橋清治郎委員 私は民主党を代表いたしました。本案に賛成の意を表するものであります。中村委員の申されました通り、この統制が実際に即した適正なる統制、その運用を最も効果あるように、合理的にやつていただくことを希望いたします。その他いろいろ意見もあつたけれども、今やこの法律の期限も、今後余すところ三日しかないのでありますから、民主党を代表いたしまして、賛成であるということをおし上げておきます。

○小野瀬委員長 勝間田清一君。

○勝間田委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、本案に賛意を表させていただきます。ただ、この際一言申し上げさせていただきます。統制が必要であるという事柄と、統制の技術がうまく行つていないかという事柄と、厳密に区別して考える必要がある。私は思うのであります。とかく現在、いろいろの状況がいろいろあります。統制技術の拙劣さが、むしろ逆に統制そのものに対する正しい考え方をゆがめる結果になる場合が多いのであ

りまして、この点は、われわれが注意すべきのみならず、私は、政府においても十分この間の区別をつけていただきたいと思つておられます。特に昨日來御質問申し上げました通りに、統制の撤廃というのをいたすに、政策の具に供して行くという事柄は、私は厳格に戒めたいと思つておられます。特に食糧の供出後における自由販賣というものが、超過供出という現実に起つておる要求に対して、いかに大きな支障をもつたか、また昨日安本長官がはつきり言われた通りに、蔬菜の撤廃というものを叫ばれたために、最近における蔬菜の入荷状況がおよそろくなものである、明確に開いたものでありまして、私も、いろいろの面から見て、現在政府が、各政党の根拠に立つて、統制の撤廃を主張せられることは、けつこうであります。けれども、十分なる根拠と見通しを持たずして、政策の具に供して行く場合における大きな影響というものを考えますと、私は非常に大きな政治的責任を、そこに感じなければならぬということ、痛感いたしましたのであります。その意味で、どうか政府においても、確たる根拠と見通しを持つて、確実な政策というものを実行願ひたいということをおし上げたいのであります。その点から申しますと、現在提案の理由にありまします通りに、生産力が相当の増大をいたしておることは、理の当然でもあります。またお互いに認めるところでもございまして、しかし現在の生産はきわめて不均衡な発達をいたしておるのであります。各業種が必ずしも一定の均衡状態というものを保つておるものではありません。ある生産

は非常に不足し、ある生産は比較的過剰の設備を保有しておる。そうしてまだ一定の安定した経済機構というものが、そこに生れておるわけでもございせん。ましてや消費物資の大部分、食糧にいたしましては、繊維品にいたしましても、これはほとんど対外的な援助を受けて行かなければならぬ状況にあるというところは、われわれがひとしく認める点である。私は思うのであります。なおかつ、ここに新しく、從來のいわゆる傾斜生産方式というものをかえて、そうして経済九原則に基いた日本経済再建の新しい方途というものが、ここに生れて来るのである。従つてそこには、輸出産業に重点を置いて行くとか、あるいは基礎産業にどういう資材の配給、割当をしなければならぬとかいふ問題についての再検討の余地というものは、はつきり出て来ておるのであります。重大なる一つの轉換期にあるというところは明らかであります。しかし御案内の通りに、現在政府は、産業五箇年計画というものを計画的に進めるといふ方途を、一面においてとつておるのであります。そしてその計画に基いて、最も短期間に、最も効果のある方法で、これを遂行して行かなければならぬとするならば、そこに資材なり資金なりの統制というものが、どうしても必要になつて来るというところ、これも明らかであります。だからいたすに、現在の生産が回復しておるから統制は緩和すべきものであらう、統制は撤廃すべきものであるという一般的な考え方というものは、非常に事実を歪曲するおそれが多分にある。そこで、國民に対する

認識というものを一面において持つて、他面において不必要な統制というものは、はつきり行つて行つた方がいいと、私は今後日本産業の発達に、重大な支障を来すおそれがあると思つておられます。現在とかくいたしまして、統制撤廃ということと比較的樂觀的に考へて行くこの思想に対しては、私は十分に警戒をいたしたいと思つておられます。

さらに、もう一つ申し上げたい事柄は、現在われわれが具体的な例をもつてよく見受ける問題であります。たとえば木炭の統制撤廃という問題にいたしまして、いざ撤廃ということになつて来ると、必ずしも生産者の利益というものと、消費者の利益というものと一致いたしません。山元の利益というものと、消費地における利益というものとも、必ずしも一致しないものであります。かえつて現在農業恐慌に襲われんとしておる。農村は統制をむしろ温存してほしい、むしろ統制を行つてほしいという要求さえ出しておるのであります。だから、われわれが眞実に考へてみましますならば、統制の技術が悪いという問題を一應別に考へてみまして、統制そのものを考へてみますと、これがだれの利益になるのかという問題を明確に識別して行くことが、私は非常に必要になつて来ると、思つておられます。それをつかりたいと、多くの場合においては、消費者及び中小の生産者を犠牲にして、一部の大資本、独占資本、やみ屋、こいう者を結局利益する結果に陥る場合が多いのであります。御存じの通りに、今度のアメリカにおける選挙においても、何

ゆえに農業に対して統制経済を約束したかという、当時のトルーマンの声明などを私考へてみまして、これから落ち行くところは、日本の農村なり、中小商工業者に対して、あるいはこのデフレに苦しむ消費者に対して、私はむしろどういふ方法でこの統制撤廃というものを合理化し、そうしてこういつた勤労大衆の生活を守つて行くか。そういう点にむしろ今後の重点があるかに見受けるのであります。従つて、輕々な意味における統制撤廃ということ、それらが漫然かもし出すところの日本國民に対する影響、そういうものを一切考へてみましますと、私は統制撤廃の問題についての明確な考え方を持つて、政府は臨んでいただきたい。多くの場合においては、國民は間違つた方向に、樂觀的にのみ解釈し、それが結局日本の回復を立運らせるだけであらうに、私は大衆の生活を犠牲にする場合が多いということ、つくづく感じさせられる点があるのであります。この点についても御注意を喚起申し上げさせていただきます。思つておられます。

次に、大きな問題は、今度の経済九原則によつて、いわゆる物資の配給方式というものに、相当の変化が来るものと明らかになりました。特に從來の、注文により、あるいは実績により、あるいは能率により、いろいろの面で配給が行われて来たことが、今度ははつきりと集中生産の方向に、これが進むというところであるわけでありま

然るに競争で企業がつぶれるというこ
とでなくして、むしろ人為的統制の、
技術をもつてこれをつぶすとも言い得
られるのであります。その意味におい
て、中小企業に対するはつきりした救
済の道、あるいはこれを近代化する
道、この道を明確に裏づけされずし
て、いたずらに集中生産を行うとい
うことであるならば、私は、到達
すべき結果というものは、おそるべき
ものがあると思うのであります。この
点については、十分なるひとつ御研究
を願わなければならないと思うのであ
ります。

最後に、これは先ほど来お話があり
ました通りに、統制技術の問題として
一番残っている問題は、何と申しまし
ても統制そのものの民主化の問題であ
ります。現在いわゆる官僚統制とい
うものが、かく非難され、また官僚主義
といふものが、かくこの統制そのもの
のをも、ゆがめる結果に相なるのであ
ります。私が、私ども、望みとして
は、単に資材の統制のみならず、資金
の統制においても、あるいはその他の
價格の統制の場合におきましても、中
小商工業者や、あるいは農民、あるいは
労働者、こういった人たちに十分
に発言権を持たせるような、いわゆる
統制機構の民主化というものを徹底し
て行う段階に立つておると私は思うの
であります。そうして納得の行ける物
資の配給というものが行われて行け
ば、先ほど申しましたような現在の日
本経済の再建の方途に対する十分な認
識の糸口も、そこから出て来るわけ
であります。この物資配給というもの
に対する民主化を特にお願いを申し上
げて、私は、日本社会党を代表し、賛

意を表するわけであります。
○小野澤委員長 高田富之君。
○高田(富)委員 日本共産党を代表し
たしまして、反対の理由を申し述べま
す。

第一に、本法の最近までにおける運
用の実情を見ますと、各般における運
用の実情が、現在各所において非常
に多数の違反事件を起しており、また
表面的には違反事件として出ておりま
せんでも、この統制をめぐるところの
官僚の腐敗、あるいはこれに結合する
業界の、中央、地方におけるボスのな
勢力の不正というものは、ほと
んど天下公知の事実となつておる実情
であります。このような不正、腐敗の
根源は、やはり官僚が大きな権限を持
つてこのような法律を運用するところ
に、根本の原因があるのであります。
なお、この統制が非常に煩瑣であり、
非常に非能率的であるということが、
迷惑を一般大衆に及ぼしておるとい
うことは、社会党の方からも申された通
りであります。

運用の上から強力にこれが行われんと
しておる状態でありまして、日本産業
の自立のために、日本の民族的な経済
の復興安定、向上のために、実にこれ
に逆行する方向をたどつて行くと言わ
なければならぬのであります。

それから第三に、消費財の部面にお
きまして、最近マル公の撤廃である
とか、あるいは統制の解除であるとか
いうようなことが、一、二の生活資材
の配給の面で行われておりますけれど
も、これらも、今までの統制のやり方
が、一部の大資本、ことに基礎産業方
面におきましては、原価をいかに積
上げ式によつて、消費のいかにいか
わらず、利潤を大資本に保障する行き
方でやられておりました反面、中小商
工業の方面におきましては、購買力の
減退のために、事実上マル公を割るよ
うになり、統制が無意味になつて来て
おる。相対的な過剰生産の状態、すな
わち一般大衆の購買力の激減というこ
とが、大資本擁護の生産統制の結果現
われて來ました。そのために中小工業
も犠牲となり、今までの統制が無意味
になつて來たからといって、ただちに
これを撤廃するといふことは、一應煩
瑣な統制を撤廃することによつて、中
小商工業者の利益のごとくに見えて、
実はそうではなくて、今後における中
小商工業者の大衆的な破産、一般大衆
の一層の貧窮化を懸念し、かつこれを
推進することにすぎないのでありま
す。要は低賃金政策の一つの現われに
はかならない。正しい統制は、人民の
ために、全産業のためにという立場か
ら行われなければならないのかかわ
らず、今までのこの統制はすべて一部
の大資本のために運用せられ、一般商工

業者、一般消費者大衆のためになされ
た統制でないといふことは、事実が
つばに証立してゐると考えるのであ
ります。ことに昨日の安本長官の説明
によりまして、蔬菜類の統制撤廃が
言われております反面、農民に対し
ては依然として作付を強要し、これに
対しては資材を配当するといふような
ことを言つておられますけれども、こ
うなことをすれば、零細なる生産者
であり、日本における中堅階級とも言
うべき農民層を、一層破綻に陥れる結
果になることは明らかであります。こ
れを要するに、今までの統制は、不正、
腐敗の温床をなし、かつ一般大衆の生
業と生活を破綻せしめて、一部大資本
家のためになされて來た統制というこ
とが、はつきりと言へると思うのであ
ります。

それから次に、本法はそも／＼戦時
統制の延長でありまして、國家總動員
法に基く物資統制令が戦時中ありまし
たが、あれを形をかえて存続した法律
であることは申すまでもないのであり
ます。それゆゑに臨時といふ文字が上
にくつておるのであります。しか
るにこの臨時が、前回に一年延ばさ
れ、またここに来て一年延ばされると
いうような状態になつておるのであり
まして、これはそも／＼戦時立法であ
るこの物資統制令、官價に対して一切
の権限を與えるこの法律は、一時も早
くこれを根本的に改正し、あるいは撤
廃すべきものであるにもかかわらず、
便々としてこれを延長に延長を重ねて
行くといふことは、一つには統制撤廃
を一枚看板のように言つて來た民自
身の無策を、こゝへ来て暴露してお
ると同時に、單なる無策であるばかり

でなく、これは戦時立法であるこの臨
時物資需給調整法なるものを、さらに
こゝへ来て復活せしめ、戦時立法的性
格をもつ統制法をあらためて強化し、
これを運用せんとする意図があるもの
であると、断ぜざるを得ないのであ
ります。最近における政府の動向等を
考へてみますと、戦時的な色彩のあ
る施策は、ほかにも続々出て來るや
傾向にあり、一方においては独占禁
止法や、集中排除法を立案せんとし、他
方においてはボツダム宣言で認めら
れ、憲法で保障された労働者の権限
を、さらに圧縮せんとするような労働
法規の改悪も考えられておる。ある
いは非日活動委員会であるとか、ある
いは査特特別委員会であるとか、そのほ
かありとあらゆる方面におきまして、
戦時的色彩をもつ諸法規の復活のよう
な傾向をたどりつつあるのでありま
す。農村に対する追加供出の制度を法
制化する、あるいはそのほかいろいろ
ありまして、こういうふうな一連の政
策を考え合せますとき、この臨時物資
需給調整法をこゝに來てまた一年延長
するといふ際には、再び強大な権限を
官價に與え、これをもつて日本の今後
の経済の運用を、再び戦時的な独裁的
な方向へ、大資本家のためにする独裁
的な方向へ引つづけて行くとする意図
の現われであると、言わざるを得ない
のであります。

それから次に、私どもは、もしこの
法律が期限切れになつて解消したらど
うなるというふうなことも、心配され
るのではありませんけれども、こゝにい
ふうな悪い制度、人民のためにならな
い制度は、期限の満期とともに撤廃さ
るべきである。その際もしも官憲や政

府が一方的な意図をもつて干渉しないならば、私どもは生きんとする人民大衆の總意と業界の自主的な自治によつて、必ずやもつと実情に即した統制の方式が生れるであらうし、これを全力をあげて助長し、新しい法律をその上につくるべきでありまして、ここに來て期限がないとか、切れたらどうなるというようなことをいさら言ふのは、政府自体の責任であります。これが第一であります。これに対してわれわれは補点を異にし、人民大衆の業界の自治的な精神に基く新しい統制の形態が生れ出すことを確信する次第であります。

なお最後につけ加えたいことは、この法案を期限切れのまぎわに出され、しかも先般來各委員からもお話がありましたように、政府の一般的な施政の話もなく、十分な質問を展開せしむべき資料さえないときに、こういう重大な議案が出されなければならなかつたというような、手続上の不備の点もあるものであります。

以上の理由によりまして、共產黨といたしましては、本法案に対し反対するものであります。

○小野瀬委員長 羽田野次郎君。

○羽田野委員 私は公正俱樂部を代表して、賛成意見を申し上げます。今日の國民経済の復興段階におきまして、統制の基本法規を延長することは、まづ当然であると考えるのでありますけれども、民自党が統制撤廃を大幅にするということを呼号して参りましただけに、民自党がやろうとする経済政策の詳細の説明をやります前に、この法案を提出いたしましたことは、あくまでも不当であると信ずるものであります。

す。ただ何しろ法律的に空白が生ずるということは、今日の経済状況から申しましていかかと思ひますので、それを了として賛成する次第でございます。先ほど來へんばな統制、それから技術的にまずい統制、あるいはこれを運用するものの中に、いろいろの不都合があるというようなことにつきまして、十分戒心すべきであることは、各委員から述べられましたので、ここに繰り返しません。特に農産物統制につきまして、先ほど勝間田委員だつたと思ひますが、農村の犠牲において統制をやろうという方向は、断じて戒めていただきたい。むしろ今日の日本の農業の形態から申しますならば、農業保護的な統制をやる方向に向うべきだと、私は信じているものであります。その点希望を強く申し上げまして賛成意見といたします。

○小野瀬委員長 これにて討論は終局いたしました。

ただちに採決に入ります。本案を原案の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野瀬委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。

なお本案に対する委員会報告書その他の取扱いについては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小野瀬委員長 それではさよう決定いたします。青木総務長官。

○青木國務大臣 数日以前から臨時物資需給調整法に関する延期の問題につきまして、各委員の方々から何かと御注意なり、御希望なり、またいろいろ

と御質問をいただきまして、本日皆さんの御努力によりまして幸いに無事に通過いたしましたことは、まことに皆様のお心を感謝いたします次第であります。なおわれわれといたしましては今後ともこの委員会を通して、万全の努力をいたしまして、皆様のお力添え、御盡力におこたえいたしたいと存じておる次第でございます。今日はまことにありがとうございました。

○小野瀬委員長 では次会は公報をもつて御通知いたします。

〔參照〕

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十四年四月十四日印刷

昭和二十四年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局